

令和7年第1回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年2月7日（金）
開会 15時30分 閉会 17時6分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長（以下「教総課長」という。） 安部 洋子
教育総務課学校施設管理係総括主幹 塩月 禎典
教育総務課学校施設管理係総括主幹 村井 利久
学校教育課長（以下「学教課長」という。） 柳井 慎也
社会教育課長（以下「社教課長」という。） 丸山 純一
体育保健課長（以下「体保課長」という。） 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 9件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、廣田委員が欠席です。

教育長 それでは、令和7年第1回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、平井委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局の多田がすることとなっています。

教育長の報告

- ・全国小学校英語教育実践研究会令和6年度第20回佐伯大会について

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、17時を予定していま

す。

教育長 初めに本日の会議の公開、非公開について、本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により公開することといたします。

議 事

【議 案】

議案第1号 工房館の廃止の決定について

議案第2号 令和7年第2回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第8号）
- ・令和7年度佐伯市一般会計予算
- ・佐伯市工房館条例の一部改正について

議案第3号 佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について

議案第4号 佐伯市立学校通学区区域設定規則の一部改正について

議案第5号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

議案第6号 佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について

議案第7号 佐伯市区域外就学事務取扱要綱の一部改正について

議案第8号 佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の制定について

議案第9号 佐伯市学校施設長寿命化計画の改訂について

議案第1号 工房館の廃止の決定について

教育長 それでは議事に入ります。議案第1号工房館の廃止の決定について、丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長 議案第1号工房館の廃止の決定について、御説明いたします。

この議案につきましては、工房館の廃止を決定することについて、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

廃止しようとする工房館は佐伯市鶴見ふるさと工房館で、所在は佐伯市鶴見大字地松浦395番地3です。

廃止年月日は、令和7年4月1日としております。

廃止する理由についてですが、当該施設は陶芸館及び工芸館で構成されていますが、陶芸館にあつては令和3年度をもって、工芸館は令和5年度をもって、主に利用していた団体の利用がなくなり、個人による利用もいずれの施設においても令和元年度からありません。現在は、陶芸品及び工芸品の制作等の場としての活用がないことから、廃止をしようとするものでございます。

当該施設の現状、これまでの経過、利用実績などについて、資料を添付しております。

当該施設の廃止後の利活用につきましては、今後の方向性に記載をしていますとおり、鶴見地域のコミュニティ組織であります鶴見地域創生支援協議会が地域課題の解決に向けた事業を行う中で、利活用する予定になっています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

教育長 それでは、ただいま説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はよろしくお願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

今日の部長会で、後の利活用については、鶴見振興局の方が地域の方がカフェを開くとか、食事ができるようなところを提案したいというような希望もあるようでした。

それでは、議案第1号の承認についてお諮りいたします。議案第1号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり承認といたします。

議案第2号 令和7年第2回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 次に議案第2号令和7年第2回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、このうち令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第8号）について、関係課長から説明いたします。まず初めに安部教育総務課長から説明いたします。

教総課長 議案第2号令和7年第2回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、御説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

まず令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。令和6年度補正予算・予算説明書を御覧ください。

今回の補正は、一般会計において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,003万7,000円を追加しています。そのうち、歳出の教育費については、2,684万5,000円を減額補正しています。

それでは、各課における主な補正内容について、御説明いたします。まず、教育総務課からです。

資料の24、25ページをご覧ください。このページは歳入です。25ページにある立木売払収入と書かれていますが、これは明治小学校学校林の販売収益分収金191万5,000円を増額計上しています。

次に、資料の 95 ページを御覧ください。このページは歳出ですが、人事管理事業について、学校関係の会計年度任用職員が 1 名欠員となっていることから報酬を、また、期末勤勉手当の額が確定したことにより、合計 1,133 万 8,000 円を減額しています。

このほか公共施設等総合管理計画推進事業、小学校廃校施設解体事業において、旧尾浦小学校の解体に当たり必要となる委託料の確定見込みにより 707 万 3,000 円を減額計上しています。

次に、115 ページをお開きください。このページは債務負担行為の追加分ですが、鶴岡小学校用地借地料から 116 ページにかけては、令和 7 年 4 月 1 日から契約期間が発生するもので、令和 6 年度中に契約行為を行う必要があるものを計上しています。

以上で教育総務課分の説明を終わります。

学教課長 学校教育課分の説明をさせてください。

まず歳入については、21 ページを御覧ください。教育費国庫補助金として小学校費補助金 42 万 6,000 円、中学校費補助金 17 万 6,000 円、合わせて 60 万 2,000 円を減額しています。これは使用した実績に合わせて減額をしたものであります。

次に 25 ページをお開きください。利子及び配当金として給付型奨学金基金の利子として 9 万 7,000 円を計上しております。

次に 27 ページです。給付型奨学金の基金の繰入金として 130 万円を減額しています。

続いて歳出になります。95 ページを御覧ください。奨学金貸付事業におきまして、150 万円を減額しています。これは当初 6 名の貸付けを予定していましたが、実際の貸付決定者が 2 名だったため、その差額を減額したものであります。

次に、給付型奨学金支給事業において、130 万円を減額しています。これは当初 25 人への支給を予定していましたが、実際の支給者が 12 人だったため、その差である 13 人分、計 130 万円を減額したものであります。

次に 97 ページ、小学校理振法備品整備費を 84 万 7,000 円減額しています。あわせて、99 ページ、中学校理振法備品整備費を 35 万 1,000 円減額しています。これも使用実績に合わせて減額をしたものであります。

学校教育課分については以上となります。

社教課長 続いて社会教育課分について御説明いたします。

社会教育課の今回の補正につきましては、債務負担行為の追加と基金利子の見込み額による補正、それから事業執行額の確定による財源の更正となっています。

債務負担行為については、11 ページに記載されていますが、佐伯地区公民館清掃業務委託を 4 月 1 日から行う必要があるため、今年度中に契約行為ができるよう新たに債務負担行為をするものでございます。

次に歳入の補正としましては、基金利子について 25 ページに記載されていますが、社会教育課が所管する 3 つの基金、社会教育施設整備基金利子、美術品購入基

金利子、佐伯市立図書館図書購入基金金利子について、利子見込み額による補正をしています。また、27 ページでは、佐伯市立図書館図書購入基金繰入金の補正について記載をしていますが、これは利子見込みによる金額の変更に伴い、繰入金を 5,000 円増額したものでございます。

続いて歳出補正としましては、101 ページに記載されていますが、元猿集会所施設改良事業の財源更正と佐伯市立図書館図書購入基金事業の委託料を 5,000 円増額しています。これは佐伯市立図書館図書購入基金繰入金の増額による補正でございます。

以上で、社会教育課分の説明を終わります。

体保課長 続きまして、体育保健課の説明をさせていただきます。

歳出の方で、102 ページ、103 ページを御覧ください。保健体育施設管理事業の海洋センター管理費、委託料 82 万円の増額補正です。内容は、B & G 海洋センターの平日夜間の施設管理業務をシルバー人材センターに委託しておりますが、その委託料の不足分を増額計上するものです。

続きまして、106 ページ、107 ページを御覧ください。社会教育施設災害復旧事業の社会教育施設単独災害復旧事業、需用費、修繕料ですが、869 万 9,000 円の増額補正です。内容は、対象施設が上浦 B & G 海洋センタープールの上屋で、令和 6 年 8 月の台風 10 号による災害です。プール上屋がテント生地になっていますが、7 箇所破損しました。その張替修繕費用を増額計上するものです。修繕見積りが 12 月補正では間に合わず、今回の 3 月補正での計上になりました。それに伴い、8 ページをお開きください。年度内に修繕、支払が間に合いませんので、第 2 表繰越明許費補正（追加）にあります社会教育施設単独災害復旧事業で同額 869 万 9,000 円の記載をしています。

以上、体育保健課です。

教総課長 以上で補正予算の説明を終わります。

教育長 それでは、今説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はよろしくお願いいたします。

平井委員 115 ページの鶴岡小学校用地借地料は、どこか土地を借りているのですか。

教総課長 J R の土地が一筆大きくなってしまして、そちらの分が鶴岡小学校の校舎の裏側になるのですが、学校の敷地にかかってしまして J R から借りているような形になります。

平井委員 これ毎年払っているのですか。

教総課長 今 J R と 3 年間で契約をしていたのですが、来年度からは 1 年度での契約をして、

それから自動更新の依頼がきているところです。

教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

教育長 それでは次に、令和7年度佐伯市一般会計予算について関係課長から説明いたします。これも安部教育総務課長から順次お願いいたします。

教総課長 議案第2号令和7年度佐伯市一般会計予算について、御説明させていただきます。
本日の説明は、主に別紙3の当初予算（案）の概要に沿って説明させていただきます。令和7年度の一般会計当初予算は、4月に市長選挙が予定されていることから、義務的経費を中心に編成した骨格予算のため、総額は428億円で、前年度比7億円の減となっています。そのうち、歳出の教育費につきましては、29億9,914万2,000円で、前年と比べ4,154万7,000円の増額となっています。主な増減については、4ページ左側にあります10教育費のとおりとなっています。

それでは、各課における主な予算について説明いたします。まず、教育総務課関係の主な事業について説明いたします。

15ページを御覧ください。128番、129番、131番が教育総務課の事業です。128番渡町台小学校施設整備事業費及び131番鶴谷中学校施設整備事業費は、劣化が進んでいる校舎の屋上防水シートの張替工事に係る費用をそれぞれ580万円、1,630万円計上しています。129番は、令和5年度からの継続事業である小学校廃校施設等解体事業で、平成20年に廃校した旧尾浦小学校の解体工事費として、1億4,040万円を、ほか必要となる委託料400万円を加え、1億4,440万円を計上しています。

16ページを御覧ください。（2）の表は、基金の状況を示しています。下から7番目のさいき創生人材育成基金は、さいき創生につながる人材育成と次世代を担う本市の子どもたちの育成に役立てて欲しいと寄附された5億円を寄附者の意向に沿った活用ができるよう設置したものです。17ページの④に、この基金を活用して実施する学校教育課の5つの事業、社会教育課、体育保健課の各一つの事業とその事業費を掲載しています。

次に、資料2の302ページを御覧ください。この表は債務負担行為に係る調書の当該年度提出分です。下から3番目以降が教育総務課の分になりますが、このうちGIGAスクールiPad端末のリースは、令和2年度に購入したiPadの端末を更新するもので、来年度、大分県下の市町村で共同調達を行い、令和8年度から12年度までの5年間リースを行うための費用1億2,463万5,000円を計上しています。財源については、全て一般財源となっていますが、補助基本額の3分の2の相当額は県から補助金として直接リース会社に支払われることとなっています。また、ロイロノートライセンス使用料は、iPad端末に搭載するソフトの費用で、こちらもiPad端末と一緒に共同調達を行うようになっていますが、この費用には補助金はありません。

以上で教育総務課分の説明を終わります。

学教課長 続きまして、学校教育課関連分の主なものについて説明をいたします。

別紙 3 の 14 ページを御覧ください。給付型奨学金の支給事業としまして、予算は、259 万 5,000 円。安倍彌太郎様からの寄附を基にした佐伯市給付型奨学金基金から、年間概ね 25 人に対して 10 万円の給付を行う予定としております。そして、さいき創生人材育成基金を活用した奨学支援事業として、1,552 万 5,000 円をあげています。令和 7 年度の利用者を 25 名程度と予定して予算を組んでいます。続いて、15 ページのスクール・メンタルケア推進・充実事業として、2,795 万 8,000 円を計上しています。これは、いじめ・不登校など問題を抱える児童・生徒の早期発見、早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うために学校、家庭、関係機関が緊密に連携したサポートネットワークの推進・充実を図るものであります。

続いて、さいき創生人材育成基金を活用した事業になります。まず、英語検定受験促進事業として 461 万 7,000 円。これは、市内中高生を対象に英語検定準 1 級から 5 級に係る検定料を、一人につき一会計年度 1 回分、全額補助するものであります。続いて、表現教育を通じた人間力育成支援事業として 242 万 1,000 円。音楽鑑賞や音楽演奏、演劇的手法を取り入れた授業等の表現教育に取り組むことをとおして、自己表現力や生徒同士のつながり等の人間力育成に向けた主体性のある学校づくりの充実を図るものであります。今年は 12 月に行われる第九の会に市内中学生が参加する取組や演劇的手法を取り入れたコミュニケーション教育の推進のため芸術文化観光専門職大学の平田オリザ学長をお招きして事業を行う予定としています。

以上、主な学校教育課関係予算の説明を終わります。

社教課長 続いて社会教育課分について御説明します。

同じく別紙 3、15 ページを御覧ください。132 番から 135 番まで、この 4 つが社会教育課分になります。

まず 132 番の遺跡群発掘調査事業については、194 万 4,000 円を計上しています。こちらについては、佐伯城下町をはじめとする市内遺跡で行われる各種開発行為に対し、必要に応じて試掘確認調査をする費用を計上しているところです。次の佐伯城跡保存活用計画策定事業につきましては、国指定史跡「佐伯城跡」を適切に保存・活用するべく、そのための基本的な指針となる保存活用計画を策定するためということで、令和 6 年度からの 2 か年事業ということになっています。今年度、令和 7 年度は、1,152 万 1,000 円を計上して、令和 7 年度で終わりということでございます。次が平和祈念館運営事業です。こちらは新規ということで、85 万 4,000 円を計上しています。これまで平和祈念館に係る経費につきましては、管理事業ということで、一本だったんですけども、歴史資料館のように運営事業と管理事業ということで二つに分けることにしました。イベントなどそういった運営に係る分をこの運営事業で持つということでございます。内容につきましては、戦後 80 年という節目において、特別展の開催や県内の関係自治体との連携企画を行い、戦争や平和についての情報を発信するなど、そういう経費を計上しています。最後に、旧地区公民館解体事業について、1,889 万 1,000 円を計上しています。こちらは、前の佐伯

地区公民館、こちらの解体に向けて、周辺家屋の影響範囲及び事前調査を令和7年度に行う必要な経費を計上しているところです。

体保課長 続いて、体育保健課から説明します。

同じく別紙3の15ページ、番号は136番から139番までです。

最初に136番の学校給食配送車購入事業です。老朽化した給食配送車を更新する事業で、令和7年度は剣崎学校給食センターの配送車1台を更新します。購入から20年を経過した給食配送車を更新します。当初予算額719万3,000円を予算計上します。続きまして、137番、学校給食費負担軽減事業（物価高騰対応）分です。学校給食に係る食材の物価高騰分を市が負担し、各学校給食センター運営委員会に対して補助金を交付します。内容は物価高騰分として園児、児童一人一月当たり600円を2,587人分、補助交付金として、当初予算額1,862万7,000円を予算計上します。

続きまして、138番、新規事業になります。学校給食費中学生無償化事業です。中学生の子を持つ保護者から学校給食費の徴収を行わずに、各学校給食センター運営委員会に対して補助金を交付することで、中学生の学校給食について無償化を行います。内容は、中学生の学校給食費一人一月当たり5,900円を1,522人分、補助交付金として、当初予算額9,877万8,000円を予算計上します。

最後に139番、地場産品活用推進事業です。食育・地産地消の取組として、学校給食に地場産品を取り入れた「“さいき”生き生き献立の日」、「さいきふるさと給食の日」などを実施するようにしています。内容は、給食食材費で、米粉パン用に佐伯産米粉ミックスや佐伯豊南高校の生徒が生産した野菜の購入、有機野菜購入など、地場産品の食材費として、1,000万円の予算計上を行います。

以上で終わります。

教育長 それでは今説明が終わりました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

藤崎委員 133番、佐伯城跡を保存するということですが、令和6年度からすごく倍増していますけれども、具体的にはどういうことをするのですか。

社教課長 この事業については、令和6年度、7年度の2か年で計画を策定する事業です。主な費用というのは、計画を作るためにコンサルの方に委託をしていますので、その委託費用が主なものとなっています。初年度令和6年度が、国の変更申請等の関係で、着手が遅れました。1年目の出来高が少なく、2年目の出来高が大きいということで、予算的には増額みたいになっているんですけども、要は2か年においてその委託料を支払うために、2年分の方が多いということです。内容的には、保存計画の策定に係る委員さんの報酬であったりとか、旅費であったりとか、そういったものを計上しているところでございます。

平井委員 個別ではなくて、全体のことを聞きたいのですが、例えば今年教育費が4,000万円ほど増えていますし、実際、中学生の給食費の無償化など新しい事業がどんどん出てくるのですが、教育費は5、6年でずっと上がって、アップしてきているのですか。

教総課長 大体、一緒ぐらいの金額としています。今年、少し多めについたのが、大きな工事があったりしていますし、給食の関係等があって増えているような形になっていますが、ほぼ同じ水準になっています。

教育部長 令和2年度から市役所の予算自体が、これまでの事業をするからということによる積み上げ式から、県のように枠方式と言って教育委員会の枠予算がこれだけだというように枠で組み上げるようになりましたので、それ以降はよっぽどの新規事業が入る以外のことについてはほぼ横ばいみたいな形でできています。

山口委員 133番の佐伯城跡の保存活用計画ということですが、具体的なこの予算の使い方は、どのような形になっているのですか。

社教課長 この保存活用計画につきましては、国指定の史跡となったということで、より一層その史跡を活用していく、保存していくという部分で、保存活用計画を作るのですが、中身につきましては今の城山の中で、その史跡を構成する要素であったりとか、そういうものを洗い出して、その一つ一つの構成要素の中で、これはこのまま守っていかなければならないもの、これは改良なりしていかないといけないもの、それから、この分はそこまで守らなくてもいいものとか、そういうまずふり分けをしていきます。それぞれの中で、今後どうしていくのかというところの具体的なところまではいけないんですけども、大きな方針として、保存していくものについてはこういう費用をかけながらやっていくんですよとか、そのようなところの計画を今作っているところです。こちらについては、職員だけでは到底できませんので、専門的な知見を持った方に委員になっていただきまして、大学の先生やそういう学者さんたちに委員になっていただいて、その計画を策定しています。先ほど言ったように委託料については、その計画を作る中の業務について、コンサルさんの力を借りながら、委託という形で業務を出して、お手伝いをさせていただいてるところでございます。

山口委員 給食費無償化ですが、これは全国的に今どうするのか。東京都などは予算があるので先行していますが、本当は国がやるべき施策ではないかと。でもそれを今、地方自治体が先行して、国内でやっているのですが、私は個別の自治体がついていうよりも国にトータルの中で、県、県を通すかどうかかわからないですけど、それを相互に働きかけて最終的には国の方についていう、そういう全体の動きというのはやられているのですか。

体保課長　この給食の中学生の無償化については、昨年、令和6年9月に議会の全員協議会で中学生の無償化を行いますということを報告し、今回、当初予算への計上という形の流れになるんですけど、12月の国会では、給食の無償化について、法案等も出てきていますので、今後国の動向を見ながら、小学生の無償化の方向も考えていかなくてはいけないのかなとは思っています。

教育長　国には各自治体から要望は出しています。今国会で野党が法案を提出していて、ひょっとしたら無償化になるのかなあというような状況もあるようです。

山口委員　東京都みたいに潤沢な予算があるところは先行できますけど、なかなか地方自治体はちょっと厳しいと思います。

教育長　次に、佐伯市工房館条例の一部改正について、社会教育課長が説明いたします。

社教課長　先ほど議案第1号で承認をいただきました佐伯市鶴見ふるさと工房館の廃止に係る条例改正でございます。佐伯市鶴見ふるさと工房館については、佐伯市工房館条例の中に記載されています。今回、廃止することになりますと、条例に記載されています佐伯市鶴見ふるさと工房館に係る部分の削除というところと、それから、条例の第1条中に「及び工芸品」というところがあるのですが、「本市は、陶芸品及び工芸品の製作」というところで、残るのは鶴見のほかに米水津があるんですけど、米水津の陶芸だけになりますので、工芸品の作成はできなくなるということで、その「及び工芸品」を削除しています。それ以外は、該当する部分の削除をしているということでございます。その条例改正を3月議会に提出したいということで、こちらの議案ということでございます。

教育長　今説明があったとおり「及び工芸品」を削除して、鶴見ふるさと工房館を削除することとあります。先ほど承認いただいた部分の条例改正であります。質問等をお受けいたします。よろしくお願いします。

教育長　よろしいですか。それでは、議案第2号についてお諮りいたします。議案第2号、令和7年第2回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということによろしいでしょうか。

各委員　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　それでは、議案第2号については異議なしといたします。

議案第3号 佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について

教育長　続きまして議案第3号佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について、安部教育

総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第3号佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について、説明させていただきます。

この議案は、佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正を行うに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由については、令和6年12月の佐伯市議会定例会において、離島にある小中学校を廃止する議案が可決され、令和7年度から大島小学校を佐伯東小学校に、蒲江翔南小学校深島分校を蒲江翔南小学校に、大島中学校を鶴谷中学校に、深島中学校を蒲江翔南中学校に統合することに伴い、大島及び深島に設置している教職員住宅を廃止する必要があることから、規則を改正するものです。

資料の19ページを御覧ください。別表とありますが、この表は、教職員住宅の名称及び位置を定めたものです。今回の改正は、第3号合併前の鶴見町の区域を削除し、第4号合併前の蒲江町の区域中平成3年度蒲江小深島分校1号住宅及び2号住宅を削除し、第4号を第3号に改めるものです。なお、大入島には教職員住宅はありません。

以上で議案第3号についての説明を終わります。

教育長 学校の閉校に伴って、まだ教職員住宅も規則上残っているということでありましたので、これを削除したいということであります。御意見等をお願いいたします。

平井委員 もう使わないんですよ。最終的には壊すのですか。

教総課長 現在、大島にある教職員住宅は、一部郵便局の方が使用してしまっていて、そちらの方に引き続き貸すようになるかと思っています。学校は廃止の議案が通っていますので、今日のこの規則が通りましたら、公共施設等総合管理計画推進委員会に使用の用途について諮っていくような形になります。

教育長 そこで何も使わないとなったら壊すということですか。

教総課長 離島ですので、なかなか使用がないとは思いますが、最終的には解体となるんですけど、ただ、離島で経費もかさむので、解体待ちの施設は山ほど佐伯市にはありますので、順番的にはかなり後ろというふうな形になると思います。

山口委員 本匠の堂ノ間だとか、あと波当津、これ実際に今使われているのですか。教職員が実際使ってるようなものはあるのですか。

教総課長 教職員は使ってはいないのですが、一部の住宅は貸しています。

教育部長 本匠はアパートなどがないので、そこの困っている高齢者に一部貸しています。

教育長 それでは議案第 3 号の承認についてお諮りいたします。議案第 3 号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 3 号については、提案どおり承認します。

議案第 4 号 佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について

教育長 それでは次に、議案第 4 号佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について、安部教育総務課長が説明します。

教総課長 議案第 4 号佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について、説明させていただきます。

この議案は、佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正を行うに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由については、先ほどの議案第 3 号と同様に、令和 7 年度から、大入島小学校及び大島小学校を佐伯東小学校に、蒲江翔南小学校深島分校を蒲江翔南小学校に、大入島中学校及び大島中学校を鶴谷中学校に、深島中学校を蒲江翔南中学校に統合することに伴い、大入島小学校の通学区域及び大島小学校の通学区域を佐伯東小学校の通学区域に、蒲江翔南小学校深島分校の通学区域を蒲江翔南小学校の通学区域に加えるほか、規定の整備をする必要があることから規則を改正するものです。

別表第 1（第 2 条関係）とありますが、この表は、小学校の通学区域を定めたものです。今回の改正は、別表第 1 の大入島小学校の項及び大島小学校の項を削除し、これまでは大入島小学校の通学区域であった大字守後浦や大字久保浦などを、また、大島小学校の通学区域であった大字大島を佐伯東小学校の通学区域に新たに加えるようとするものです。また、蒲江翔南小学校深島分校の項についても削除し、これまで蒲江翔南小学校の通学区域においては、深島を除くとしていた条文を削除することにより、深島を蒲江翔南小学校の通学区域に加えるようとするものです。次に、別表第 2 は中学校の通学区域を定めたものですが、同様に廃止する大入島中学校、大島中学校、深島中学校に関する規定を削除しようとするものです。中学校については、大入島、大島は佐伯東小学校の校区となることから、中学校は鶴谷中学校の通学区域となり、また深島につきましては蒲江翔南中学校の通学区域となります。

以上で議案第 4 号についての説明を終わります。

教育長 それでは審議を行います。御質問、御意見をお願いいたします。

教育長 これも学校が閉校になりますので、自動的に通学区域を先日説明したとおり変更したいということでもあります。よろしいですか。

教育長 それでは、議案第4号の承認についてお諮りいたします。議案第4号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第4号については、提案どおり承認します。

議案第5号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

教育長 続いて、議案第5号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第5号佐伯市立学校管理規則の一部改正について説明させていただきます。この議案につきましても、佐伯市立学校管理規則の一部改正を行うに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由については、先ほどの議案第3号及び第4号と同様に、令和7年度から、大入島小学校及び大島小学校を佐伯東小学校に、大入島中学校及び大島中学校を鶴谷中学校に統合することに伴い、学校支援センターの連携校から廃止する学校を除く必要があることから規則を改正するものです。

別表は、各学校支援センターの拠点校及び連携校を定めたものであります。これまでは、大島小学校、大島中学校における給与事務等は佐伯学校支援センターにおいて、大入島小学校、大入島中学校における給与事務等は佐伯東学校支援センターにおいて処理をすることとされていましたが、それらの学校が統合されることから、佐伯学校支援センター、佐伯東学校支援センターの連携校から廃止する学校を削除しようとするものであります。

以上で議案第5号についての説明を終わります。

教育長 これも閉校に伴って、規則の改正をするということでもあります。よろしいですか。

教育長 それではお諮りいたします。議案第5号についても提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第5号については、提案どおり承認します。

議案第 6 号 佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について

教育長 それでは次に議案第 6 号佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第 6 号佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

 この議案は、教職員の働き方改革及び業務の効率化を図るため、県費負担教職員の出勤時の出勤簿への押印を不要とし、当該職員の出勤状況については校長が確認し、明らかにすることと、規則中の記載を整備したいため、提出するものであります。

 職員の出勤確認については、タイムカード、朝礼など、各学校の校長の判断により行うこととしております。また、職員自らの押印は不要としますが、出勤簿自体は廃止せずに、職員の勤務状況は引き続き校長が出勤簿に記載をし、管理することとしております。

 改正の内容につきましては、第 8 条の見出し中「出勤簿」を「出勤状況の確認」に改め、同条の第 1 項を校長は出勤時刻後職員の出勤状況を確認し、その状況を明らかにしておかなければならないとし、第 8 条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とするものであります。

 以上で議案第 6 号佐伯市立学校職員服務規程の一部改正の説明を終わります。

教育長 学校の教職員は出勤したら紙の出勤簿がまだありまして、それに押印をしていたんですけども、その押印行為をやめるという規則改正であります。質問等ありましたらよろしく願います。

藤崎委員 ほかの先生はもう押印していないということですか。県費ではない人は。

教育長 市の職員はどうなっていますか。

学教課長 県費負担教職員以外は、まだ継続をしています。市費負担ですね、会計年度任用職員等になります。そこは、いろいろな整備をまだ進めなければいけないなというところです。

藤崎委員 印鑑を押さないというのは、業務の削減ということですか。

学教課長 私も学校にいたときは、朝出勤したら出勤印を押していたのですが、その行為をなくす。でも、出勤をしていることは校長が確認をするということで職員の押印の行為をなくすといったところであります。

藤崎委員 来ているかどうかは、校長先生が見て、元々の出勤簿は無くさずに、それに書いていくということですか。校長先生の負担は増える感じですか。

学教課長 そこまでの負担にはならないかなと考えています。結果、事務職員の方などが、要するにその出勤状況を確認するために、出張などについては、出勤簿の中に書き込んでいくといった形になります。押印という行為をなくすということで、職員の負担軽減を図るといったところであります。

藤崎委員 そうすると監査みたいのはないのですか。この日はきちんと出ていますみたいな。例えば病院だったら、保健所、厚生局とか、そういうところが監査に入るんですけど、そういうのはないということでもいいんですか。

学教課長 それは事務職員等が確認をしていくことになるのですが、校長が毎日状況を確認することによって、今まで押印をして確認をしていたことに変えるといった形になります。

藤崎委員 押印がなくても大丈夫ですか。

学教課長 大丈夫といったところになります。

教育長 監査自体はあります。県が来たり。職員は、これに加えて今タイムカードを押しています。

藤崎委員 それであればもう、わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。

現場の要求もあって、それに応えようということでもあります。それでは、議案第6号についてお諮りいたします。議案第6号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第6号については、提案どおり承認します。

議案第7号 佐伯市区域外就学事務取扱要綱の一部改正について

教育長 それでは次に、議案第7号佐伯市区域外就学事務取扱要綱の一部改正について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第7号は、佐伯市区域外就学事務取扱要綱の一部改正について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

理由につきましては、区域外就学の許可事項に小規模特認校制度による小規模特認校への就学に係る規定を追加し、あわせて、許可内容の見直しを行うとともに、佐伯市立学校通学区域設定規則第4条に規定する特別な事情及び同規則第5条に規定する通学区域の調整について条文を整備するためのものであります。

現行の第2条は、規則第4条に規定する特別な事情を別表に定めるとしております。規則第4条は、保護者の転居により通学区域に変更を生じたときは、特別な事情のない限り、新住所の属する区域内の学校に入学しなければならないというものです。現行の別表は、保護者の転居に関する事項に加え、教育上の配慮や家庭の事情に関する許可事項も規定をされており、その内容は、入学時に限らないものとなっております。これらは、同規則の第5条に規定する通学区域の調整、「佐伯市教育委員会は、特に必要がある場合は、就学を調整し、又は通学校の変更を命じることができる」に係る事項にまたがるものであるため、各条の許可事項をそれぞれ別条に整理するために、第2条に規則第4条に規定する内容、第3条に規則第5条に規定する内容を定めるよう条文を追加しています。また、第4条にその他必要な事項は別に定めるように整理をしています。

次に区域外就学の許可事項を定めた別表であります。条文の整備に従って第2条関係の許可事項を別表の第1、第3条関係の許可事項を別表第2に整理をしています。別表の第1は、現行の許可事項のうち、保護者の転居に関する事項を抽出して規定をしています。また、表の中、⑫のその他やむを得ない事情のアになります。現行は許可内容を、兄姉が区域外就学をしており、該当児童生徒が新入学時に在籍する場合で、兄姉と同じ学校への就学・進学を希望する場合としていましたが、新入学児に限らず、学年途中の転入時にも対応するため、「該当児童生徒が新入学児に在籍する場合で、」の文言を削り、転入学児童生徒にも適用するように変更をしています。続きまして、表中にその他⑬小規模特認校への就学を追加しています。許可内容は、教育委員会が指定する小規模特認校への入学転学を希望する場合であります。許可期間は小中とも、卒業までとし、必要な書類は、①小規模特認校の学校長の意見書、②転学の場合は在籍する学校の学校長の意見書、③通学方法を示した通学経路図としております。小規模特認校制度については次の議案第8号で説明をいたします。

施行期日は、令和7年4月1日となります。

以上で議案第7号の説明を終わります。

教育長 もう一度、別表を1と2の二つに分けたことを、規則第4条、第5条を照らし合わせながら説明してもらえませんか。

事務局 新旧対照表を見ていただくと、現在の規定では、第2条で規則第4条に規定する特別な事情ということで別表を一つ規定しています。その別表が、要は、校区外、

区域外を許可する要件となっていますが、その別表にあるように、転居に関する事項や教育上の配慮や家庭の事情などいろいろな項目で現在の別表が作られています。現在の規定では、規則第4条を見ますと、「保護者の転居により通学区域に変更を生じたときは、特別の事情のない限り、新住所の属する区域内の学校に入学しなければならない」ということで、ここでの特別な事情というのは、保護者の転居によるものとなっています。しかし、先ほど言いましたように、現在の規定は、この第4条の特別な事情のところに転居以外の保護者の事情やいろいろな項目が書かれています。しかし、規則第5条の方にありますように、「佐伯市教育委員会は特に必要がある場合は、就学を調整し、又は通学校の変更を命じることができる」ということになっていますので、家庭の事情や教育上の配慮で通学校を変更する場合は、この規則第5条により、通学校を決定していくものと考えます。今までは、第2条による別表の中に転居のことも家庭の事情とかも全部含んでいましたが、規則の第4条と第5条にありますように、第4条は転居の関係のこと、第5条はいろいろな状況によって通学区域を決定していくということで、規則の第4条と第5条の表を作り分けて規定をしていくということになります。

教育長 規則第4条、第5条を要綱の方では第2条、第3条というふうにして、表を第2条関係、第3条関係に分けたということです。今のは提案の一つで、もう一つは、別表第2（第3条関係）の一番後ろに小規模特認校の関係も入れ込んだということ、それと⑫のその他やむを得ない事情というところも若干改正しましたということです。以上の説明で御質問等お受けしたいと思います。

平井委員 やり方は変わらないということでよいですか。

学教課長 小規模特認校制度を設けるに当たっての項目を追加すること、それと、今まで判断に困るといいますか、教育委員会にお諮りをしていた部分が、諮らずに処理ができるといったところになってくるかと思います。

教育長 もちろん別表第1、第2に当てはまらないものは教育委員会に諮る必要があるのですが、特に小規模特認校については教育委員会に諮らずに事務局で処理をするということになります。一度の説明では難しいと思いますが、やり方としてはあまり変わらないということでもあります。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第7号の承認についてお諮りしたいと思います。議案第7号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第7号については、提案どおり承認します。

議案第 8 号 佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の制定について

教育長 それでは続きまして、議案第 8 号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の制定について、柳井学校教育課長が説明します。

学教課長 議案第 8 号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の制定について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものであります。

理由は、小規模特認校の指定及び小規模特認校制度による小規模特認校への就学に関し必要な事項を定めるため、新たに規程を制定したいので提出するものであります。

11 月の教育委員会に本要綱制定の前段階として整えました「佐伯市における小規模特認校制度の導入について」を説明し、報告させていただいたところであります。この要綱は、佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針（令和 5 年 5 月制定）に基づき、小規模特認校の指定及び小規模特認校制度による小規模特認校への就学に関し必要な事項を定めるものです。ここからは、ポイントをピックアップして説明をさせていただきます。まず第 2 条であります。この要綱において小規模特認校とは、少人数での教育のよさを生かし、一人一人の児童・生徒に目の行き届いた教育並びに地域の自然や文化に触れるなどの体験活動及び異なる文化をもつ人々との交流活動を通じて、心身の健やかな成長を図り、生きる力や豊かな人間性を養う教育を実施する佐伯市立学校として、佐伯市教育委員会が指定するものをいいます。続いて第 3 条です。教育委員会が指定する小規模特認校は、佐伯市立本匠小学校、本匠中学校となります。続いて第 4 条です。特認就学の条件として 3 つ挙げています。一つ目、児童・生徒及びその保護者に、小規模特認校を卒業するまでの間、当該小規模特認校に就学する意思があること。二つ目、保護者は、就学する小規模特認校が実施する教育活動を理解し、当該小規模特認校における教育活動、地域との交流等に積極的に協力すること。三つ目、保護者の責任と負担において、安全な交通手段により児童・生徒を通学させることとしております。続いて第 7 条です。特認就学を希望する児童・生徒及びその保護者は、次条の規定による申立てを行う前に、就学を希望する小規模特認校の学校長の面談を受けるものとしします。また、面談を実施した小規模特認校の学校長は、小規模特認校への就学に関する意見書を作成し、教育委員会に提出するものとしています。第 8 条です。この面談を受けた保護者は、当該面談後、特認就学を希望する場合は、区域（校区）外就学願に必要書類を添えて、教育委員会に提出しなければならないとしています。なお、教育委員会は、このことが小規模特認校以外の学校に就学している児童・生徒の転学に係るものである場合には、当該学校の学校長に意見書の提出を求めるものとするとしています。また、第 9 条には、面談、申立て後の特認就学の可否の決定等を定め、第 10 条には特認就学が困難となった場合の転学の申出について定めています。第 12 条では、教育委員会は特認就学をしている児童の小規模特認校卒業後の就学すべき中学校の指定については、規則の定めるところによ

り就学すべき中学校を指定しますが、保護者が卒業する小規模特認校の校区を通学区とする中学校に特認就学を希望するときは、就学すべき学校の指定の変更を申し立てることができるとしています。なお、この要綱は、令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第8号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の制定についての説明を終わります。

教育長 小規模特認校を設置するに当たり、要綱を新しく作るということであります。小規模特認校の進捗状況を説明してもらえますか。

学教課長 今月18日に、本匠地区の地域説明会を行って、本匠地域の方に小規模特認校の設置について、この要綱等も併せながら、本匠小学校、本匠中学校を小規模特認校として指定をしていきますといったところの説明をしていきます。4月1日からこの要綱が施行されるといったところで、来年度は教育課程を実施しながら、12月から児童生徒の募集に入り、令和8年度から小規模特認校としてのスタートを切るといった予定にしています。

教育長 ありがとうございます。それでは、要綱の中身について質問等をお受けいたします。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第8号の承認についてお諮りいたします。議案第8号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第8号については、提案どおり承認します。

議案第9号 佐伯市学校施設長寿命化計画の改訂について

教育長 それでは次に、議案第9号佐伯市学校施設長寿命化計画の改訂について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第9号佐伯市学校施設長寿命化計画の改訂について、説明させていただきます。

この議案は、佐伯市学校施設長寿命化計画を改訂することについて、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の承認を求めるものです。

理由については、学校施設の整備の進捗状況、定期的実施する点検により把握した老朽化状況等を踏まえ、佐伯市学校施設長寿命化計画を改訂する必要があることから、提出するものです。

それでは、佐伯市学校施設長寿命化計画の改訂内容について、御説明いたします。資料については、前計画から施設関連経費の修正と、それに伴うグラフの訂正、また、新たな様式として今後5年間の施設整備内容を追加した別紙4の佐伯市学校施設長寿命化計画改訂と、A3版の概要版の二つとなります。11月開催の教育委員会で素案の報告をさせていただきましたので、本日の説明は概要版に沿って説明させていただきます。

概要版を御覧ください。まず1学校施設の長寿命化計画の背景・目的等についてです。本市は2020年度から2059年度までの40年間の計画期間を定めた佐伯市学校施設長寿命化計画を令和2年3月に策定し、概ね5年を目安に計画の見直しを行うこととしています。今回の見直しは計画策定後の最初の見直しとなります。社会情勢や環境等が大きく変化し、老朽化対策だけではなく、現在の生活様式にみあった施設の改修がより一層求められています。今回の見直しのポイントとしては、佐伯市小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本指針に沿って、学校の統廃合を含めた適正規模での運営を行う必要があることを考慮しています。また、建物の築年数、躯体健全性調査や目視調査に加え、建物ごとの使用頻度や利用者数等、施設運営上の課題などの評価を計画の中に反映させています。

次に、2学校施設の実態です。園児、児童、生徒数は大きく減少し、学級数も減少しています。特に幼稚園については、こども園の移行に伴い、休園・廃園が進み、この計画の対象施設数も減少しています。施設の関連経費については、過去5年間は、建て替えや大規模改造は行わず、施設の維持、修繕等の整備に努めたため、年3億2,000万円程度となっています。学校施設は築30年以上のものが63棟あり、10年後には、対象施設95棟のうち78棟が築30年以上となり、長寿命化改修等の検討が必要となります。

3学校施設整備の基本的な方針については、基本方針として、少子化が進展していることから学校規模の適正化や施設総量の縮減を推進し、今後も定期的な点検診断を実施し、維持管理を行っていきます。学校施設の規模、配置計画等の方針として、学校等の適正規模の確保や適正配置が喫緊の課題となっていることから、佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針に沿って協議していきます。長寿命化の方針としては、従来の改築を中心とする老朽化対策ではなく、既存施設の長寿命化をすることで、財政負担の軽減と平準化を図ります。また、建物の築年数、躯体健全性調査や目視調査に加え、建物ごとの使用頻度や利用者数、施設の運営上の課題などの評価を計画の中に反映させています。

4長寿命化の実施計画です。当初の計画策定時に実施した調査の判定結果に基づき、過去の改修等の実施状況、社会情勢や環境等とともに本市の予算状況を踏まえ、施設整備の具体的な実施計画を策定しました。今後10年間の整備は、長寿命化改良事業として、建物の長寿命化改良を図る長寿命化事業と、建物の長寿命化改良を図るための予防的な改修、屋上防水工事などを行う予防改修事業を計画しています。

次に、大規模改造事業として、LED照明器具への改修や空調設備の実施、トイレの洋式化を計画しています。また、引き続き維持補修を行っていきます。具体的な5年間の実施計画は、お示ししていますもう一つの方の資料になります佐伯市学

校施設長寿命化計画の改訂の 44 ページの方に記載しています。なお、前回説明した見直し前の計画書にある実施計画と様式を変更していますが、これは文部科学省が示す学校施設の長寿命化計画策定に係る手引きの記載事例に合わせて変更したものと なっています。

今回の見直しにより、実施計画による今後 10 年間の整備コストは、建築後 40 年で改築をするという従来型の整備コストに比べ、長寿命化型で整備することにより、10 年間で 67 億円の縮減となる見通しです。なお、コストの見直しは、あくまでも計画策定時での学校及び幼稚園が将来にわたり存続することを仮定としています。

最後に今回の計画改訂では、学校の統廃合を含めた適正規模での運営を行う必要があることを考慮してはいますが、今後の学校再編に向けた取組などにより、改訂時期である、おおむね 5 年を待たずに変更を行っていく可能性があることを、また、あくまでもこの計画自体が国の交付金事業の前提条件となることを申し添えます。

今後のスケジュールとしましては、本日の委員会で改訂の承認を得られた場合、令和 7 年 3 月、市のホームページで公開の予定となっています。

以上で説明を終わります。

教育長 ありがとうございます。それでは、審議を行います。御質問、御意見を願います。

平井委員 学校施設に関して一番の課題は子どもの数だと思うのですが、大体の数字が出ていまして、どんどん減りますよね。何年かしたら急にドンっと落ちていきます。その辺も踏まえて計画しているのですか。

教総課長 現計画は、今ある学校がそのまま存続するというので、あくまでも仮定で計画は行っています。今後は学校の統廃合に向けた取組を行っていかねばならないということで、今、教育委員会の中にプロジェクトチームを組んで、協議を進めています。その辺がまた変わってきたら、それに応じて、5 年を待たずに、この計画を変更していきたいと考えています。

教育部長 この第 1 期の佐伯市学校施設長寿命化計画を策定したときが、令和 2 年の 3 月で、年度的には令和元年だったんですけど、この令和元年に作ったときの令和 5 年度の推計の数字が、実際令和 5 年度で昨年見たときに、もう既に 100 人以上ずれているんです。児童・生徒の数がです。5 年後を想定していたときに、現実を見てみると。そのため、今後かなり人数が減ってくるのではないかなというふうな感じをしています。今日、部長会で報告がありましたが、昨年、令和 5 年度の出生者数が全体で、佐伯市全体で 217 人でした。今現在は 210 人ということで、昨年に比べたら 40 人増加で推移してるということです。あと 1、2、3 月で大体令和 6 年度は 250 人前後になろうかという報告がありました。

山口委員 私たちはどちらかというと産業界、経済界の人間なんですが、御存じのとおり日

本は産業立国なので、これから人口を上げていかないと、当然GDPを確保しないと、もう日本という国の、いわゆる国として運営ができなくなると思います。GDPを上げていくというのは、基本的には人口動態を上げるしかない。だから当然今少子化なので、もうヨーロッパもアメリカもそうですが、やはり基本的には外国人居住者を増やしていかなざるを得ない。これはもう全ての産業だとか、エッセンシャルワーカーだとか、様々な状態でのいわゆるインフラを担うからしても、今の生産年齢人口ではもう無理だとわかっているんです。日本も。だからそう考えると、当然、今の人口動態ではしょうがない話なんです、いわゆるこの中長期の中で産業界、国のそういった経済運営はもうそういう時期に差し掛かっているということは、皆否めない部分です。そうすると、今、特に埼玉などに非常に外国人就労者、居住者が集まって、それに対していろいろな形の対応に苦慮されているということもありますが、いずれ地方においても、少なからず10年、20年スパンで、人口動態の変化は出てくると思います。そこをまたどうするのか、それで5年、5年と見直しをしていくので、それに対する施設の考え方もまた変わってくるのかもしれない。我々産業界を見ると、今そのような動きになってくるということです。

教育長 ありがとうございます。今日も市長の話で移民ではなくて帰化人政策というところを進めないといけないという話もありましたが、たくさん来て大変なことになっているというような、片一方ではそういう報道もありますし、しっかりと、子どもが減っていくのはもう間違いない状況ですので、進める必要があるなと思っています。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第9号の承認についてお諮りいたします。議案第9号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第9号については、提案のとおり承認します。

報告事項等

- ・令和7年度佐伯市教育委員会事務局組織改編について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで令和7年第1回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 17時6分